

平成 21 年度技能高度化委員会報告書概要

1. 調査の背景

- ・ 港湾運送事業におけるコンテナ化の進展による荷役作業の革新化や、競争の激化に伴う迅速化を契機として、港湾荷役機械、特にガントリークレーンを扱う港湾労働者の育成と技能向上が求められている。
- ・ 平成 21 年度からの新たな「港湾雇用安定等計画」において、国が講ずる措置として、ガントリークレーン等の革新荷役機械に係る教育訓練を効果的に実施できるよう、その仕組みについて検討することなどが盛り込まれた。

2. 検討事項

- ①ガントリークレーン操作技能の向上に向けた効果的な訓練・研修の仕組み
- ②各港湾いずれにおいても有用なガントリークレーン操作能力の保有を証する仕組み

3. ガントリークレーン操作技能の向上に向けた効果的な訓練・研修の仕組み

- (1) ガントリークレーン操作技能の向上に向けた効果的な訓練・研修モデルのイメージ
 - J T を補完し、その負担軽減の視点から、ガントリークレーンの実機訓練、ガントリークレーン・シミュレーターによる訓練及び座学研修の 3 つの組合せが適切。
- (2) 既存のガントリークレーン（空きガントリークレーン）の実機を活用した訓練・研修の必要性
 - 訓練用のカントリークレーンの実機は、港湾技能研修センターだけであるが、
 - ①建造後 21 年が経過し、大型化など港湾荷役の実態に十分対応していないこと。
 - ②港湾によっては、豊橋市まで遠方であること。
 - ③研修期間中の代替作業員の確保ができないこと。
 - などから、港湾労働者が普段従事している港湾において、既存のガントリークレーンが稼動していない時間帯を活用した、実機による訓練・研修が考えられる。
- (3) ガントリークレーン・シミュレーターの活用
 - イ ガントリークレーン・シミュレーターの訓練内容
 - ①多様な状況に対応した訓練可能。
 - ②実機では危険を伴う事故やトラブルを再現した訓練が可能など。
 - ロ ガントリークレーン・シミュレーターを活用した訓練・研修の必要性
 - ①実機訓練に伴う危険性がない。
 - ②ランニングコストやメンテナンスが不要。
 - ③ O J T の効果が高まる。
 - ハ ガントリークレーン・シミュレーター導入の必要性
 - ポリテクカレッジ神戸港にあるのみ。しかし、装置、制御の仕様が古い。
 - シミュレーターによって基礎的な操作技能を習得することにより、実機訓練を効果的に行うことができ、安全面でも利点。

(4) 効果的な訓練・研修システムの構築

イ 関係各主体

- ①調整主体
- ②実施主体
- ③港湾管理者
- ④事業者団体

ロ コースと内容

有効な操作技術を認定する資格制度に対応した各訓練・研修コースを設定する。訓練・研修コースに応じて、その内容、対象者、研修時間、訓練生定員、到達技術目標、教科（実機、シミュレーター及び座学）等をそれぞれ定める。

ハ 運用上の問題点

- ①訓練用のガントリークレーンの確保。
- ②各事業者の行うOJTの時間と本訓練・研修システムの実機訓練時間との関係。
- ③経費負担を許容範囲に抑える方策の検討。

(5) 新しい訓練研修モデルの検証 ―神戸港における実証実験―

訓練・研修の実証実験として、神戸港において5日間の訓練・研修（座学研修200分、シミュレーター訓練500分、実機訓練460分）を実施。

(6) 六大港ワーキングチーム報告概要

- ①東京港
- ②横浜港
- ③名古屋港
- ④大阪港
- ⑤神戸港
- ⑥関門港

4. ガントリークレーンのオペレーターに関し、各港湾いずれにおいても有用な能力の保有を証する仕組み

(1) 資格制度の必要性

- ①一般のクレーンよりも高度な技能が要求されること。
- ②港湾労働者の職業能力開発意欲を高揚させ、技能向上が促進されること。
- ③事業主、港湾管理者の安全管理の把握が可能となりOJTが効果的にできること。
- ④港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業者の経営の効率化に資すること。
- ⑤安全かつ円滑な港湾荷役作業による事故や災害が抑制されること。
- ⑥ 港湾荷役作業の全般的効率化による我が国の港湾の更なる発展に資すること。

(2) 資格の制度的性格

本資格制度の枠組みとしては、国家資格ではなく、民間資格として確立することを目指すことが現実的で望ましい。

(3) 資格の種類、経過措置及び有効期限

①ガントリークレーン技能運転士(仮称) . . . 4 コース

②ガントリークレーン技能指導運転士(仮称) . . . 2 コース

資格に有効期限を設け、一定年数後に更新することにより、労働者の技術水準を維持できるようにする。資格制度の開始の際には、既に活躍しているオペレーターが円滑に資格が得られるよう経過措置を設ける。

(4) 資格対象者の規模

・ガントリークレーン・オペレーター数 455 人(20 年港湾運送事業雇用実態調査)

・現況で不足しているオペレーター数 175 人(20 年各 W T ヒアリング調査)

オペレーターとして第一線で活躍できる期間を 20 年間と仮定。毎年 35 人程度が対象者と想定。

(5) 資格の特典

当面、六大港の港湾管理者において、オペレーターの登録や認定制度がある場合に、本資格を取得した労働者については、これらの登録や認定の検定の一部免除又は全部免除が考えられる。これにより、各港湾でのガントリークレーン使用に関する手続が効率化されるとともに、労働者の資格取得に関するインセンティブを高めることができるなど、大きな効果が期待できる。

5. 新たな訓練・研修システム及び資格制度導入に向けた今後の進め方(中長期的なアクションプラン)

(1) 基本姿勢

新たな訓練・研修システムの実施、資格制度の導入に関しては、長期的には、港湾間である程度共通したシステム、統一した資格の確立を目指すことが望ましい。

しかし、現実には各港湾それぞれの事情に違いがあることから、これを踏まえた実現化に向けた取組みを進めることが必要。

(2) 実現に向けた課題

訓練・研修システムに参加する事業所などの費用負担は、負担可能な現実的な水準に抑える必要があり、ガントリークレーン実機の利用のための仕組み作りや、シミュレーターの調達方式や費用負担などについて具体的な検討が必要。

(3) 訓練・研修システムのパイロットシステムの確立

新たな訓練・研修システムについては、神戸港で行った実証実験を踏まえ、本格的なパイロットモデルを確立する必要がある。その後、他の港湾でも順次立ち上げていくことが考えられる。

(4) 取組みの着実な推進

現行の港湾雇用等安定計画が終了する平成 25 年度までに、まとまった具体的な成果が生み出せるよう、着実な取組みを進めていくことが期待される。